

群馬県通正化通信 NO. 188(令和6年8月号)

新たな標準的な運賃の告示と標準運送約款の改正について

国土交通省では、令和2年4月24日に荷主との運賃交渉材料として「標準的な運賃」を告示しました。この告示は、運送事業者が法令を遵守しつつ、持続的に事業を運営することができるよう、“適切な対価を收受できる環境を整備することが重要である”との考えのもとに創設されたものです。

この「標準的な運賃」についての検討会で議論が行われた結果、「荷主等への適正な転嫁」、「多重下請け構造のは正等」、「多様な運賃・料金設定等」の見直しが行われ、令和6年3月22日に新たな「標準的運賃」として施行されました。

併せて、「標準貨物自動車運送約款」についても「契約条件の明確化」等の見直しが行われ、令和6年6月1日に施行されました。(以下参照)

《標準的運賃の主な改正点》

- 平均約8%引き上げた運賃表の改定、燃料サーチャージ120円に基準価格変更
- 公共工事設計労務単価表を参考に荷役作業ごとの積込料・取卸料を加算
- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、割増率5割を加算
- 下請け手数料の設定（運賃の10%を別に收受）
- 特車5車種の特殊車両割増を追加（冷蔵冷凍、海上コンテナ輸送、ダンプ等）

《標準貨物自動車運送約款の主な改正点》

- 荷待ち・荷役作業等の運送以外の業務を明確化
 - ・運送以外の業務を受けた場合、契約にないものを含め、対価を收受することを規定
- 運賃・料金、附帯業務等を記載した書面を交付
 - ・運送申込書、運送引受書を相互に交付することを規定
- 利用運送を行う場合は、実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知
 - ・利用運送を行う元請事業者は実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知することを規定
- 中止手数料の金額等の見直し
 - ・当該運送引受書に記載した運賃・料金等をもとに運送の前々日から当日にかけて20%以内～50%以内の中止手数料を明記
- 運賃・料金等の店頭掲示事項がオンライン化
 - ・「受付日時」「個人を対象とした運賃・料金等」「保険料率等」について、店頭掲示及びインターネット閲覧可能とすることを規定（※常時20人超え&自社HP有りの場合）

「標準的運賃」や「標準貨物自動車運送約款」の改正が、取引環境や労働時間の改善に直結するものではないことは重々承知しておりますが、事業者の皆様には、今回の改正をきっかけとしていただき、適正な運賃・料金の收受やドライバーの労働時間改善に向けた取り組みへの交渉を行っていただければと思います。

また、交渉の際の一助にしていただくための「荷主宛要請文」の発出を令和6年7月から(一社)群馬県トラック協会として準備しております。国土交通省の「トラックGメン」への情報提供に抵抗を感じている事業者様も多いようですので、国土交通省へ情報提供する前段階としてのご活用も検討してみてください。

《「標準的運賃」・「標準貨物自動車運送約款」の改正に伴う取扱いについて》

○「標準的運賃」についての対応

- ◉ 令和2年告示標準的な運賃を届出している事業者
⇒令和6年告示運賃を届出たものとみなすため、新たな届出は不要です。
- ◉ 令和2年告示標準的な運賃を届出している事業者で、「令和2年告示標準的な運賃」を引き続き適用する場合
⇒届出が必要です。
- ◉ 令和2年告示標準的な運賃を届出していない事業者で、「令和6年告示標準的な運賃」または、「独自の運賃」を適用する場合
⇒届出が必要です。

○「標準貨物自動車運送約款」についての対応

- ◉ 標準貨物自動車運送約款を適用しており、改正後の標準貨物自動車運送約款を適用する場合
⇒手続きは不要です。
- ◉ 標準貨物自動車運送約款以外の独自の運送約款を使用する場合
⇒認可申請が必要です。

※ なお、『標準貨物自動車運送約款』と『独自の運送約款』のいずれを使用するかに係わらず、[主たる事務所] 及び [その他営業所] へ掲示する必要があります。

また、“常時使用する従業員が20人超”かつ“自社のホームページを有している”場合は、自社のウェブサイトへの掲載が必要となります。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821